

地下水の揚水施設の構造基準等（環境確保条例による基準）

地域の区分	ポンプの吐出口の 断面積による区分	揚水施設の構造		揚水量規制	揚水量報告
		ストレーナーの位置 (地表面下単位 メートル)	揚水機の出力 (単位 キロワット)		
1 江戸川区（荒川左岸の 地域に限る。）の地域	6 cm <sup>2</sup> 以下	-	2.2 kW 以下	最大 20m <sup>3</sup> /日以下 平均 10m <sup>3</sup> /日以下	モーターでくみ上げる全 ての井戸（家庭用は 300W を超えるもの）毎年一年分を 報告
	6 cm <sup>2</sup> 超 21 cm <sup>2</sup> 以下	6 5 0 m以深	-	-	
	21 cm <sup>2</sup> 超	設置禁止		-	
2 江戸川区（荒川右岸の 地域に限る。）の地域	6 cm <sup>2</sup> 以下	-	2.2 kW 以下	最大 20m <sup>3</sup> /日以下 平均 10m <sup>3</sup> /日以下	
	6 cm <sup>2</sup> 超 21 cm <sup>2</sup> 以下	5 5 0 m以深	-	-	
	21 cm <sup>2</sup> 超	設置禁止		-	

揚水施設が 2 つ以上ある場合は吐出口の断面積による区分は合計値になります。